大阪府保育士等キャリアアップ研修実施機関指定基準

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 基準 |
| 1. 実施主体
 | 実施主体は下記(1)～(4)の全てを満たしていること。1. 市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。
2. 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政基盤を有していること。
3. 研修事業の経理が他の事業の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備すること。
4. 研修実施機関の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は申請者の代表者、役員若しくは関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。
	1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する「暴力団」をいう。）
	2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力団員」をいう。）
	3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成２２年大阪府条例第５８号）第２条第４号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
 |
| 1. 研修内容
 | 研修内容は、以下(1)～（８）の全てを満たしていること。1. 「別紙 研修の分野及び内容」の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしている
2. 研修計画に「別紙 研修の分野及び内容」の内容の全てが、組み込まれている
3. 研修時間は1分野15時間以上となっている
4. 研修時間の時間配分に偏りがない
5. 対象者は、大阪府民または大阪府在勤者である
6. 年度内に修了することが可能なスケジュールである
7. 集合研修の会場は大阪府内であり、会場規模と定員数が合致している
8. 感染症予防の対策が講じられている（※ 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策）
 |
| 1. 講師
 | 下記(1)～(8)に規定する、分野ごとの基準のいずれかを満たす者であること。ただし、「その他、学歴、資格、職歴、研修実績等により、社会通念上、当該分野及び担当する内容に精通していると判断できる者」を講師とする場合、申請は当該分野及び担当する内容に精通していると判断したことを説明した理由書を提出すること。1. 乳児保育
	1. 当該分野及び類似分野を教授している指定保育士養成施設の教員
	2. 保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、地域型保育事業所等において、保育士として概ね７年以上の勤務経験があり、かつ施設長や主任保育士など、リーダー的立場の経験を有する者であって、当該分野について、講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者
	3. 当該分野及び担当する内容において、大阪府が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者
	4. その他、学歴、資格、職歴、研修実績等により、社会通念上、当該分野及び担当する内容に精通していると判断できる者
2. 幼児教育
	1. 当該分野及び類似分野を教授している指定保育士養成施設の教員
	2. 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等において、幼稚園教諭や保育士（保育教諭を含む）として概ね７年以上の勤務経験があり、かつ施設長や主任保育士など、リーダー的立場の経験を有する者であって、当該分野について、講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者
	3. 当該分野及び担当する内容において、大阪府が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者
	4. その他、学歴、資格、職歴、研修実績等により、社会通念上、当該分野及び担当する内容に精通していると判断できる者
3. 障がい児保育
	1. 当該分野及び類似分野を教授している指定保育士養成施設の教員
	2. 保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、地域型保育事業所等において、保育士として概ね７年以上の勤務経験があり、かつ施設長や主任保育士など、リーダー的立場の経験を有する者であって、かつ障がい児保育に携わり、当該分野について、講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者
	3. 障がい児の支援に関する施設等で支援者として概ね３年以上の勤務経験があり、当該分野について、講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者
	4. 当該分野及び担当する内容において、大阪府が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者
	5. その他、学歴、資格、職歴、研修実績等により、社会通念上、当該分野及び担当する内容に精通していると判断できる者
4. 食育・アレルギー対応
	1. 当該分野及び類似分野を教授している指定保育士養成施設の教員
	2. 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等において、栄養士又は管理栄養士として概ね７年以上の勤務経験があって、当該分野について、講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者（ただし、「アレルギー疾患の理解」等、医学的知見を要する内容を除く）
	3. 医師及び看護師、保健師の資格を有し、当該分野について、講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者（ただし、「アレルギー疾患の理解」等、医学的知見を要する内容に限る）
	4. 当該分野及び担当する内容において、大阪府が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者
	5. その他、学歴、資格、職歴、研修実績等により、社会通念上、当該分野及び担当する内容に精通していると判断できる者
5. 保健衛生・安全対策
	1. 当該分野及び類似分野を教授している指定保育士養成施設の教員
	2. 保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、地域型保育事業所等において、保育士として概ね７年以上の勤務経験があり、かつ施設長や主任保育士など、リーダー的立場の経験を有する者であって、当該分野について、講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者
	3. 児童福祉施設等において、感染症対策や安全管理業務に従事した経験を有する者であって、当該分野について、講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者
	4. 医師及び看護師、保健師の資格を有し、当該分野について、講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者（ただし、保健衛生に関する内容に限る）
	5. 心肺蘇生やAED、異物除去などに関する講義及び演習を実施することができる消防署員又は日本赤十字指導員（ただし、救急処置や救急蘇生法に関する内容に限る。）
	6. 当該分野及び担当する内容において、大阪府が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者
	7. その他、学歴、資格、職歴、研修実績等により、社会通念上、当該分野及び担当する内容に精通していると判断できる者
6. 保護者支援・子育て支援
	1. 当該分野及び類似分野を教授している指定保育士養成施設の教員
	2. 保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、地域型保育事業所等において、保育士として概ね７年以上の勤務経験があり、かつ施設長や主任保育士など、リーダー的立場の経験を有する者であって、当該分野について、講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者
	3. 子ども・子育て支援法に定める地域子ども・子育て支援事業を行う施設において、保育士や利用者支援専門員等として概ね７年以上の勤務経験があり、かつ施設長など、リーダー的立場の経験を有する者であって、当該分野について、講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者
	4. 当該分野及び担当する内容において、大阪府が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者
	5. その他、学歴、資格、職歴、研修実績等により、社会通念上、当該分野及び担当する内容に精通していると判断できる者
7. マネジメント
	1. 当該分野及び類似分野を教授している指定保育士養成施設の教員
	2. 保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、地域型保育事業所等において、保育士として概ね７年以上の勤務経験があり、かつ施設長や主任保育士（保育教諭含む）に相当する職位の経験を有する者であって、当該分野について、講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者
	3. 地方公共団体や企業等において、当該分野及び担当する内容に類する研修の講師経験を有する者（ただし、保育所におけるマネジメントの現状や課題、リーダーシップの理解等、保育所に特化した内容を除く。）
	4. 当該分野及び担当する内容において、大阪府が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者
	5. その他、学歴、資格、職歴、研修実績等により、社会通念上、当該分野及び担当する内容に精通していると判断できる者
8. 保育実践
	1. 当該分野及び類似分野を教授している指定保育士養成施設の教員
	2. 保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、地域型保育事業所等において、保育士として概ね７年以上の勤務経験があり、かつ施設長や主任保育士など、リーダー的立場の経験を有する者であって、当該分野について、講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者
	3. 当該分野及び担当する内容において、大阪府が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者
	4. その他、学歴、資格、職歴、研修実績等により、社会通念上、当該分野及び担当する内容に精通していると判断できる者
 |
| 1. 実施体制
 | 事業実施にあたり、下記(1)～（４）の全てを満たした実施体制を整備している。1. 受講者の個人情報の管理について規定を設けている。
2. 不正防止について、受講者の本人確認を行うなど適切に行うこと。特にeラーニングで研修を実施する場合は、なりすまし行為や早回し等への対策がなされている。
3. 受講を希望する対象者に対して適切に情報が届くよう、実施主体が有する広報ツールを活用して、広く周知することができる。
4. アンケート等により受講者からの意見や評価を聴取したうえで、研修の実施方法や講義内容について、自己評価を行う仕組みがある。
 |
| 1. 更新評価
 | 1. アンケート結果等よりニーズを適切に把握し、次年度の研修計画に反映している。
2. 自己評価を踏まえた、より質の向上を図るために必要な措置を講じている。
 |

別紙　研修分野及び内容

| 分野 | ねらい | 内容 | 具体的な研修内容(例) |
| --- | --- | --- | --- |
| 乳児保育（主に０歳から３歳未満児向けの保育内容） | * 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。
 | 乳児保育の意義 | * + 乳児保育の役割と機能
	+ 乳児保育の現状と課題
 |
| 乳児保育の環境 | * + 乳児保育における安全な環境
	+ 乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境
	+ 他職種との協働
 |
| 乳児への適切な関わり | * + 乳児保育における配慮事項
	+ 乳児保育における保育者の関わり
	+ 乳児保育における生活習慣の援助や関わり
 |
| 乳児の発達に応じた保育内容 | * + 保育所保育指針について
	+ 乳児の発達と保育内容
	+ １歳以上３歳未満児の発達と保育内容
 |
| 乳児保育の指導計画、記録及び評価 | * + 全体的な計画に基づく指導計画の作成
	+ 観察を通しての記録及び評価
	+ 評価の理解及び取組
 |
| 幼児教育（主に３歳以上児向けの保育内容） | * + 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。
 | 幼児教育の意義 | * + 幼児教育の役割と機能
	+ 幼児教育の現状と課題
	+ 幼児教育と児童福祉の関連性
 |
| 幼児教育の環境 | * + 幼児期にふさわしい生活
	+ 遊びを通しての総合的な指導
	+ 一人一人の発達の特性に応じた指導
	+ 他職種との協働
 |
| 幼児の発達に応じた保育内容 | * + 保育所保育指針について
	+ 資質と能力を育むための保育内容
	+ 個々の子どもの発達の状況に応じた幼児教育
 |
| 幼児教育の指導計画、記録及び評価 | * + 全体的な計画に基づく指導計画の作成
	+ 観察を通しての記録及び評価
	+ 評価の理解及び取組
 |
| 小学校との接続 | * + 小学校教育との接続
	+ アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解
	+ 保育所児童保育要録
 |
| 障がい児保育 | * + 障がい児保育に関する理解を深め、適切な障がい児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障がい児保育を行う力を養い、他の保育士等に障がい児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける
 | 障がいの理解 | * + 障がいのある子どもの理解
	+ 医療的ケア児の理解
	+ 合理的配慮に関する理解
	+ 障がい児保育に関する現状と課題
 |
| 障がい児保育の環境 | * + 障がい児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境
	+ 障がいのある子どもと保育者との関わり
	+ 障がいのある子どもと他の子どもとの関わり
	+ 他職種との協働
 |
| 障がい児の発達の援助 | * + 障がいのある子どもの発達と援助
 |
| 家庭及び関係機関との連携 | * + 保護者や家族に対する理解と支援
	+ 地域の専門機関等との連携及び個別の支援計画の作成
	+ 小学校等との連携
 |
| 障がい児保育の指導計画、記録及び評価 | * + 全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録
	+ 個別指導計画作成の留意点
	+ 障がい児保育の評価
 |
| 食育・アレルギー対応 | * + 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。
	+ アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。
	+ 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。
 | 栄養に関する基礎知識 | * + 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能
	+ 食事摂取基準と献立作成・調理の基本
	+ 衛生管理の理解と対応
 |
| 食育計画の作成と活用 | * + 食育の理解と計画及び評価
	+ 食育のための環境（他職種との協働等）
	+ 食生活指導及び食を通した保護者への支援
	+ 第三次食育推進基本計画
 |
| アレルギー疾患の理解 | * + アレルギー疾患の理解
	+ 食物アレルギーのある子どもへの対応
 |
| 保育所における食事の提供ガイドライン | * + 保育所における食事の提供ガイドラインの理解
	+ 食事の提供における質の向上
 |
| 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン | * + 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解
	+ アナフィラキシーショック（エピペンの使用方法を含む。）の理解と対応
 |
| 保健衛生・安全対策 | * + 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。
	+ 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。
	+ 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。
 | 保健計画の作成と活用 | * + 子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成
	+ 保健活動の記録と評価
	+ 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患等）
 |
| 事故防止及び健康安全管理 | * + 事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組
	+ 体調不良や傷害が発生した場合の対応
	+ 救急処置及び救急蘇生法の習得
	+ 災害への備えと危機管理
	+ 他職種との協働
 |
| 保育所における感染症対策ガイドライン | * + 保育所における感染症対策ガイドラインの理解
	+ 保育所における感染症の対策と登園時の対応
 |
| 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン | * + 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解
	+ 保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応
 |
| 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン | * + 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解
	+ 安全な環境づくりと安全の確認方法
 |
| 保護者支援・子育て支援 | * + 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。
 | 保護者支援・子育て支援の意義 | * + 保護者支援・子育て支援の役割と機能
	+ 保護者支援・子育て支援の現状と課題
	+ 保育所の特性を活かした支援
	+ 保護者の養育力の向上につながる支援
 |
| 保護者に対する相談援助 | * + 保護者に対する相談援助の方法と技術
	+ 保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価
 |
| 地域における子育て支援 | * + 社会資源
	+ 地域の子育て家庭への支援
	+ 保護者支援における面接技法
 |
| 虐待予防 | * + 虐待の予防と対応等
	+ 虐待の事例分析
 |
| 関係機関との連携、地域資源の活用 | * + 保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携
	+ 保護者支援・子育て支援における地域資源の活用
	+ 「子どもの貧困」に関する対応
 |
| マネジメント | * + 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。
 | マネジメントの理解 | * + 組織マネジメントの理解
	+ 保育所におけるマネジメントの現状と課題
	+ 関係法令、制度及び保育指針等についての理解
	+ 他専門機関との連携・協働
 |
| リーダーシップ | * + 保育所におけるリーダーシップの理解
	+ 職員への助言・指導
	+ 他職種との協働
 |
| 組織目標の設定 | * + 組織における課題の抽出及び解決策の検討
	+ 組織目標の設定と進捗管理
 |
| 人材育成 | * + 職員の資質向上
	+ 施設内研修の考え方と実践
	+ 保育実習への対応
 |
| 働きやすい環境づくり | * + 雇用管理
	+ ＩＣＴの活用
	+ 職員のメンタルヘルス対策
 |
| 保育実践 | * + 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。
 | 保育における環境構成 | * + 子どもの感性を養うための環境構成と保育の展開
 |
| 子どもとの関わり方 | * + 子どもの発達に応じた援助方法に関する実践方法
 |
| 身体を使った遊び | * + 身体を使った遊びに関する実践方法
 |
| 言葉・音楽を使った遊び | * + 言葉・音楽を使った遊びに関する実践方法
 |
| 物を使った遊び | * + 物を使った遊びに関する実践方法
 |

* 「具体的な研修内容（例）」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。